

Ⅱ 各業務の概要

1 大会実施要項・競技別実施要項作成業務

県、会場地市町村及び県競技団体は、「国民体育大会開催基準要項」及び「同細則」の定めによる大会実施要項及び競技別実施要項について、日本スポーツ協会及び中央競技団体と調整を図りながら作成する。

1 業務の概要

業務名	内 容	中央競 技団体	県	会場地 市町村	県競技 団体
大会実施要項総則（案）の作成	県は、大会実施要項総則（案）を作成し、日本スポーツ協会国体委員会の承認を受ける。		◎		
各競技別実施要項（案）の作成、取りまとめ	① 作成の説明 県は、各競技別実施要項について、会場地市町村に対して作成を依頼する。依頼にあたっては、作成目的、作成方法、記載内容、作成計画、規格等と内容とする作成要領を会場地市町村へ提示する。		◎		
	② 案の作成 会場地市町村は、県が提示する作成要領に基づき、県競技団体と協議の上（県競技団体は中央競技団体と協議）、各競技別実施要項（案）を作成し、県へ提出する。	○		◎	○
	③ 取りまとめ 県は、会場地市町村が作成した各競技別実施要項（案）を取りまとめて、日本スポーツ協会へ提出する。			◎	
大会実施要項の作成	県は、会場地市町村が作成した各競技別実施要項（案）を基に中央競技団体が作成した各競技別実施要項（案）と総則部分等を併せた大会実施要項（案）を作成の上、日本スポーツ協会に提出する。国体委員会の決定を経て大会実施要項を配布する。	○	◎	○	○

2 業務推進上の留意点

- (1) 会場地市町村は、各競技別実施要項の作成にあたっては、中央競技団体及び県競技団体と十分協議の上、配布形態等について決定することとし、可能な限りホームページへの掲載等の簡素効率化を図ること。
- (2) 大会実施要項・各競技別実施要項に記載する内容については、「国民体育大会開催基準要項細則第9項（本則第26項（実施要項に記載する内容）」を参照すること。

<参考>

1 国民体育大会開催基準要項（令和元年6月13日第54次改定）※抜粋

26 各競技の実施要項

大会で実施する正式競技、公開競技及び特別競技の実施要項は、それぞれ全国を統轄する競技団体が立案し、日本スポーツ協会に提出する。提出された実施要項は、冬季大会は大会開催月の6ヵ月前、本大会は大会開催年の前年の12月31日までに日本スポーツ協会において決定し、開催県実行委員会が作成する。実施要項に記載する内容は別に細則第9項で定める。

2 国民体育大会開催基準要項細則（令和元年6月13日改定）※抜粋

9 本則第26項（実施要項に記載する内容）

(1) 大会実施要項

1) 総則

- ① 開催の趣旨 ② 実施競技 ③ 会期及び会場 ④ 競技方法
⑤ 参加資格 ⑥ 表彰の方法 ⑦ 参加申込方法
⑧ 宿泊申込方 ⑨ 参加上の注意 ⑩ その他必要な事項

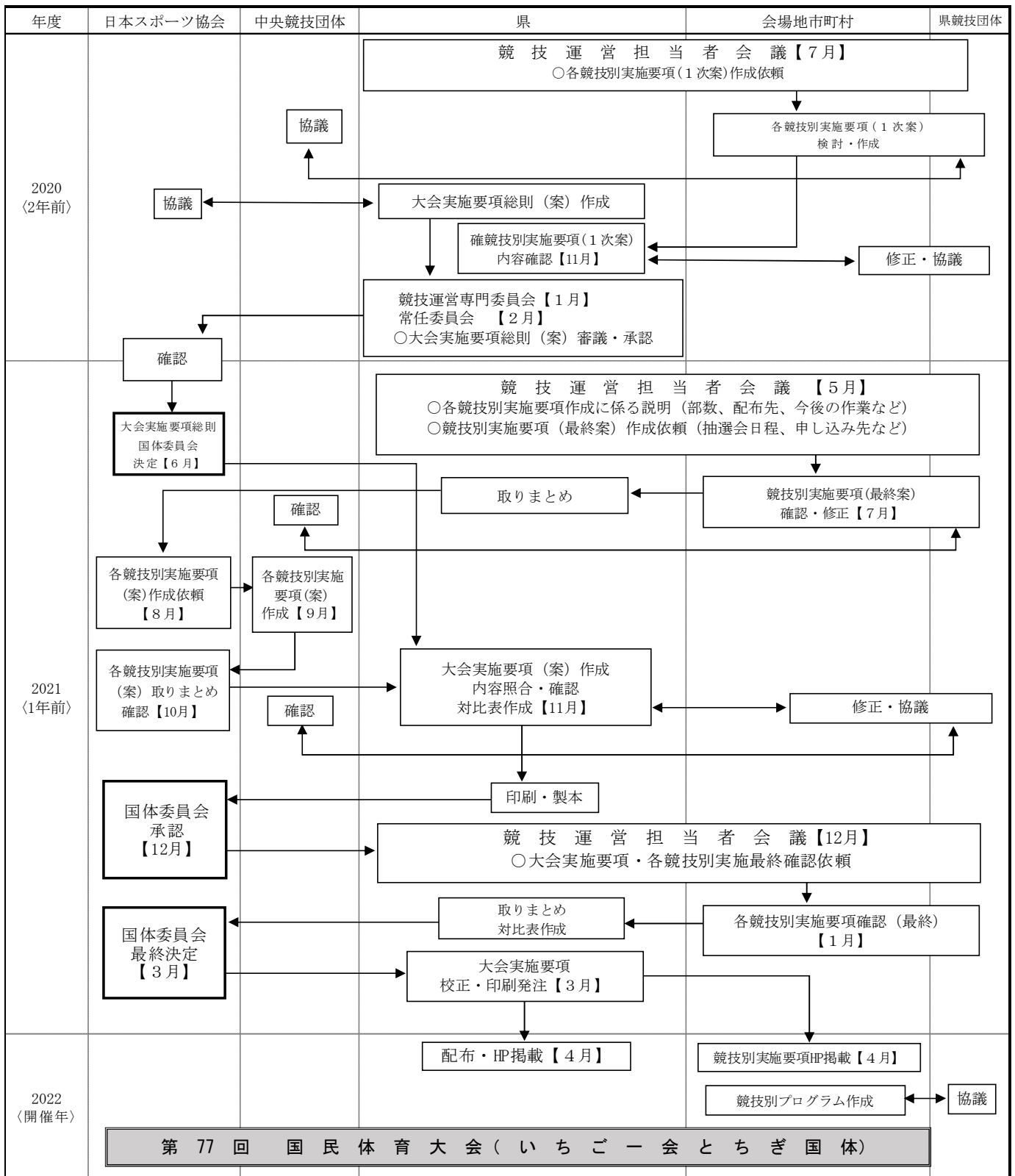
2) 大会日程と会場一覧表

- 3) 各競技実施要項
- 4) 天皇杯・皇后杯授与規程
- 5) 大会会長トロフィー授与規程
- 6) 日本スポーツ協会加盟競技団体一覧表
- 7) 開催県体育・スポーツ協会加盟団体一覧表
- 8) 開催県各会場地市町村実行委員会事務局一覧表
- 9) その他必要な事項

(2) 各競技別実施要項

- 1) 期日
- 2) 会場
- 3) 種別（種目）及び参加人員
- 4) 競技上の規程及び方法
- 5) 予選方法
- 6) 参加資格等
- 7) 成績採点方法
- 8) 表彰の方法
- 9) 参加申込方法
- 10) 参加上の注意
- 11) その他

大会実施要項・各競技別実施要項作成業務の流れ



※このスケジュールは、必要に応じて改訂する。